

高等学校等家計急変支援金の届出にあたって

1. 必要書類

①高等学校等家計急変支援金受給資格認定申請書

※家計急変支援金を支給されている者は、高等学校等家計急変支援金収入状況届出書

②家計急変の発生事由を証明する書類（離職票、雇用保険受給資格証等）

③家計急変後の収入を証明する書類（再就職先の会社作成の給与見込証明書、再就職先の直近の給与明細（3ヶ月分）等）

④家計急変前の収入を証明する書類（就学支援金の申請時に使用した課税証明書等）

⑤扶養親族を証明する書類（扶養している配偶者ならびに22歳未満の扶養親族の保険証の写し等）

2. 「高等学校等家計急変支援金受給資格認定申請書（高等学校等家計急変支援金収入状況届出書）」の記入について

①記入にあたってはボールペンを使用してください。（鉛筆書き不可）

②訂正を行う場合はその部分に二重線を引き、訂正印を押し、余白に訂正してください。

③「生徒の住所」欄については、住民票の住所を記入してください。

（寮生については寮の住所“京都府舞鶴市字白屋234番地”の記入も可です。）

④「【1. 高等学校等の在学期間について】①現在の学校の在学期間」欄については、中学校等卒業後、本校以外に高校等の在学期間が無い場合は、本校名が記載されている欄の在学期間に在学期間を記入してください。

中学校卒業後、本校以外の高等学校等に在学していた場合は、本校での在学期間に加えて、その在学期間についても記入してください。

⑤「【2. 就学支援金又は学び直し支援金の支給状況について】」欄については、高等学校等就学支援金（以下、就学支援金）の支給がある場合は、先日、送付しております「平成30年度高等学校等就学支援金支給決定通知書（平成31年4月以降入学生の場合は、平成31年度高等学校等就学支援金支給決定（支給予定）通知書）」に従って、該当する支給月額を記載してください。

該当する支給月額が分からない場合は、学生支援係（0773-62-8882）まで連絡してください。

⑥「【3. 家計急変の事由及び事由発生時期について】」欄については、該当する項目にチェックを入れてください。ただし、親権者の離婚、死別により収入が減少する場合は、本制度の対象となりませんので、注意してください。

⑦ 所得に関する証明書について、保護者（親権者）が1名である等の理由で、学生の父・母両方のものが提出できない場合は、【4. 保護者等の収入の状況について】にあります①～④欄の内、該当する理由にチェックを入れてください。

⑧ 保護者（親権者）と学生の姓が異なる場合は、その事実を証明する書類または学生本人と保護者連署による申立書（様式任意）を提出してください。

⑨ 年収の推計額については、会社作成の給与見込証明書等で年額が確認できる場合は、

年収推計額にその金額を記入し、年収推計方法欄に給与見込による旨を記入してください。
給与明細等で月額しかわからない場合は、3か月分の平均給与月額×12月で算出した金額を年収推計額に記入し、年収推計方法欄に計算式を記入してください。

3. 添付書類について（雇用保険受給資格者証等）

①家計急変の発生事由を証明する書類について

(1) 提出にあたっては、家計急変に該当する保護者（親権者）全員の証明書（離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出等）を添付してください。（写しも可です。）

②家計急変後の収入を証明する書類について

(1) 提出にあたっては、家計急変に該当する保護者（親権者）全員の証明書（再就職先の会社作成の給与見込、再就職先の直近の給与明細（3ヶ月分））を添付してください。（写しも可です。）

③家計急変前の収入を証明する書類について

(1) 提出にあたっては、保護者（親権者）全員の証明書（課税証明書等（今回の場合は、平成30年度のもの（平成29年分の所得に基づく証明書））を添付してください。（写しも可です。）

④扶養親族を証明する書類について

(1) 提出にあたっては、扶養している配偶者及び22歳未満の扶養親族全員の証明書（健康保険証等の写し）を添付してください。（写しも可です。）